

山口県公立高等学校PTA連合会会則

第1章 総 則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、山口県公立高等学校PTA連合会と称し、事務局を山口市に置く。

(構成と区分)

第2条 本会は、山口県内の公立高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）PTAをもって組織し、地区の区分は別表のとおりとする。

(目的)

第3条 本会は、各単位高等学校PTAの目的達成のため相互の連絡提携を図り、有機的活動を行うとともに、相協力して高等学校PTAの発展と教育の振興を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 各単位高等学校PTAの連絡提携
- (2) 高校教育の振興に関する調査研究
- (3) 教育振興の世論喚起及び文教政策への建議並びに意見の公表
- (4) 教育、行政機関との連携並びに教育諸団体との連携
- (5) 見舞金事業
- (6) 研究討議基金事業
- (7) その他目的達成に必要な事業

第2章 機 関

(総会の構成及び招集)

第5条 総会は、委員及び各単位高等学校PTAの代表者2名をもって構成する。

2 総会は、常任委員会の決定により、会長が招集する。

3 年次総会は、毎年6月に開催する。ただし、会長が必要と認めたとき又は委員の過半数の要求があったときは、臨時総会を開催することができる。

(総会付議事項)

第6条 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 事業計画及び事業報告
- (2) 予算及び決算
- (3) 会費の改定に関する事項
- (4) 役員を選任に関する事項
- (5) 会則の改廃
- (6) その他必要と認めた事項

(総会の定足数及び表決)

第7条 総会は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立し、会議の議決は出席者の過半数による。

(常任委員会の構成及び招集)

第8条 常任委員会は、委員代表で構成し、年5回会長が招集する。ただし、必要ある場合は会長が臨時に招集することができる。

(常任委員会付議事項)

第9条 常任委員会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会から委任された事項
- (3) その他会務運営に必要な事項

(常任委員会の定数及び表決)

第10条 常任委員会は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立し、会議の議決は、出席者の過半数による。ただし、代理出席者については会長が正当と認めた場合は、構成員の出席とみなすものとする。

第3章 役員

(役員の種類と選任)

第11条 本会は、次の役員を置く。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 監事 | 2名 |
| (4) 常任委員 | 若干名 |
| (5) 委員 | 若干名 |
| (6) 幹事 | 若干名 |
| (7) 顧問 | 若干名 |

2 役員を選出は、次の方法による。

- (1) 会長、副会長及び監事は公立高等学校PTA会長、副会長の中から、常任委員会において推薦した者につき、総会において選任する。ただし、副会長1名は公立高等学校長の中から選任する。
- (2) 常任委員は、次の者がこれにあたる。
 - イ 各地区ごとに1校あて選出した高等学校PTA会長、ただし、8名以上の地区にあつては高等学校PTA会長1名を増員する。
 - ロ 山口県公立高等学校長会の会長及び支部長
 - ハ 会長が所属する高等学校の校長
 - ニ 山口県公立高等学校事務長会会長
- (3) 委員は、各単位高等学校PTA会長並びに高等学校長及び事務長がこれにあたる。
- (4) 幹事は、会長が委嘱する。
- (5) 顧問は、常任委員会の議を経て会長が推薦する。

3 補欠役員は、常任委員会において選出する。

4 役員を選任について必要な規定は、別に定める。

(役員任期)

第12条 役員任期は1年とし、毎年6月に改選する。ただし、再任は妨げない。

2 特別の事情がある場合、会長の任期を1年に限り延長することができる。

3 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、後任者が就任するまではその職にあたるものとする。

(役員職務)

第13条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理し、総会及び常任委員会を招集し、常任委員会の議長をつとめる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その代理をする。
- (3) 監事は、会務の執行及び会計を監査する。
- (4) 常任委員は、常任委員会を構成し、総会にあたり互選により議長をつとめる。
- (5) 委員は、総会及び委員会において付議された事項を審議する。
- (6) 幹事は、会長の指示を受けて会務にあたる。

なお、幹事の中で常時会務に専念し責任ある立場にある者について、会長が必要と認めた場合、常任委員会の承認を経て常任幹事とすることができる。
- (7) 顧問は、会長の諮問に応ずる。

第4章 委員会及び特別委員会

(委員会の種類と構成)

第14条 本会に、必要に応じて委員会を置く。

2 委員会は委員によって構成する。

(特別委員会)

第15条 本会活動の専門的な事項については、調査研究の必要のあるときは、特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会は、常任委員会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

3 特別委員は、要請により、各種会議に出席して意見を述べることができる。

第5章 見舞金

(対象)

第16条 本会は、山口県内の公立高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）の生徒が、学校管理下において傷病及び事故等の災害に対して見舞金を給付する。

2 学校管理下外において生徒が死亡した場合は、香料を給付する。

3 保護者（PTA活動中のみ）の傷害事故（けが）について入院見舞金・香料を給付する。
(負担金)

第17条 本会は、見舞金給付のために見舞金負担金を徴収する。

(給付)

第18条 見舞金の給付に関する規定は別に定める。

(会計)

第19条 見舞金会計とする。

第6章 研究討議基金

(対象)

第20条 研究討議基金に関する規定は別に定める。

(会計)

第21条 研究討議基金会計とする。

第7章 会 計

(経費)

第22条 本会の経費は、会費、見舞金負担金、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

(会費及び見舞金負担金)

第23条 本会の会費及び見舞金負担金は、総会において決定し、毎年5月1日現在在籍の生徒数を乗じた額を6月末日までに徴収する。

(会計年度)

第24条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第8章 事務局

(事務局及び所在地)

第25条 本会の事務局は、山口市大手町2番18号 山口県教育会館内に置く。

2 事務局長は、常任委員会の承認を得て会長がこれを任命する。

3 事務局の職務及び職務手当に関する規定は別に定める。

別 表

地区の区分

岩国地区 (5) 岩国、岩国総合、岩国商、岩国工、高森

柳井地区 (5) 周防大島、柳井、柳井商工、熊毛南、田布施農工

周南地区 (9) 光、熊毛北、下松、華陵、下松工、徳山、徳山商工、
新南陽、南陽工

山防地区 (8) 防府、防府西、防府商工、山口、山口中央、西京、山口農、山口松風館

長南地区 (9) 宇部、宇部中央、宇部西、宇部商、宇部工、小野田、小野田工、
厚狭、美祢青嶺

下関地区 (10) 田部、豊浦、長府、下関西、下関南、下関中等教育学校、
下関工科、下関北、下関商、下関双葉

長北地区 (3) 大津緑洋、萩、萩商工

※ 分校は本校と同じ地区に所属する。ただし、山口農業西市分校については、下関地区に所属する。

附 則

第1条 この会則は、昭和57年6月1日から施行する。

会則一部改正	(昭和58年6月22日議案第3号)
会則一部改正	(昭和59年6月25日議案第3号)
会則一部改正	(昭和61年6月26日議案第5号)
会則一部改正	(昭和62年6月14日議案第5号)
会則一部改正別表	(昭和62年6月26日議案第5号)
会則一部改正	(平成元年6月13日議案第5号)
会則一部改正	(平成2年6月11日議案第5号)
会則一部改正	(平成4年6月11日議案第5号)
会則一部改正	(平成13年6月12日議案第10号)
会則一部改正	(平成16年6月9日議案第5号)
会則一部改正	(平成19年6月8日議案第10号)
会則一部改正	(平成20年6月6日議案第10号)
会則一部改正	(平成22年6月11日議案第10号)
会則一部改正	(平成23年6月10日議案第8号)
会則一部改正	(平成24年6月8日議案第6号)
会則一部改正	(平成25年6月7日議案第6号)
会則一部改正	(平成26年6月6日議案第8号)
会則一部改正	(平成27年6月5日議案第7号)
会則一部改正	(平成28年6月3日議案第6号)
会則一部改正	(平成30年6月1日議案第7号)
会則一部改正	(令和元年6月7日議案第6号)
会則一部改正	(令和2年6月5日議案第6号)
会則一部改正	(令和3年6月4日議案第6号)
会則一部改正	(令和3年12月1日臨時総会議案)
会則一部改正	(令和4年6月3日議案第6号)